請求誤り判明から過誤申立書提出までの流れ

令和７年4月　延岡市介護保険課

請求内容に誤りがあることが判明したら・・・

〇請求月の１日～10日頃まで
　システムによっては、請求内容の取消・再送信が可能な場合があります。
　システムの操作説明書等を参照してください。

〇請求月の11日～15日頃まで
　返戻依頼が可能な場合があります。
　国民健康保険団体連合会へ問い合わせてください。

〇請求月の16日以降
　国民健康保険団体連合会からの通知をお待ちください。

請求の結果はどうなりましたか？

〇「返戻」
　⇒翌月以降に再請求してください。

〇「保留」
　⇒給付管理票と相違がないか、居宅介護支援事業所へ確認してください。

〇「決定」
　⇒保険者に過誤申立書を提出し、請求内容を取り下げる必要があります。

保険者に過誤申立書を提出し、正しい内容で再請求してください。

【参考】通常過誤と同月過誤、どちらを選択するか迷ったときは・・・

再請求しますか？

はい → 同月過誤

いいえ → 通常過誤

※　再請求する場合でも、「過誤決定通知書」が必要な方は通常過誤を選択してください。